

GM:8080

54

秘
無期限

※総第081637号001公館宛 GM8080-02

平成※平成5年8月6日
10時5分32秒受付

電 信 案

YYYYYY

電信課長

大臣

秘書官

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

。アジア局長

審議官

参事官

北東アジア課長

地域調整官

通商事務官

※発電係

1

2

起案

平成5年8月4日

起案者

電話番号

有藤 2415

協議先

。会計課長

秘密指定解除

公文書監理室

。法務課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

韓

国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

在韓被爆者支援拠出金

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コード

ア北

第1269号

普通

(優先処理)

転電

※転電番号

伝送 在

大至急

至急

転報

大使・総領事あて

普通

(優先処理)

※

08163701

優先

KANKOKU

F電

GB 1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

1. 客年貴電第4139号及び客年往電ア北第2093号に関し、3日、朝日新聞社社会部記者が在韓被爆者支援拠出金を使用して、被爆者個人に対し、客年6月から12月の間一人一月5万ウオン、本年1月以降現在に至るまで一人一月10万ウオンを手当の形で支給しているが、右は同拠出金の使用ガイドラインを逸脱するものではないかとの照会があった。

これに対して、当方よりは、「御照会の事実関係の詳細が不明であり、確実なことは申し上げられないが、いずれにせよ、当方が受けている報告によれば、同拠出金はガイドラインに沿って使用されていると承知している。」旨、取り敢えず答えておいた。

2. 他方上記1.の朝日新聞社記者照会の内容は、事実関係の詳細は不明とはいえ、冒頭貴電2.にある大韓赤十字社が本年度分の支出項目として承認を要請越した「診療補助金」の支出に類似している。右要請について、冒頭往電により我が方としては、認めないとの回答をしており、また、昨年度については、かかる支出が行われているとの報告は受けていない。

3. 右照会内容が事実の場合、今後日本国内において国会、マスコミ等の関心と呼ぶ恐れもあり、また、そもそも政府として、右拠出金の適正な使用を確保する責任があるため、右に関し、取り敢えず事実関係をしかるべく照会の上、結果至急回電ありたい。

(了)